

事務連絡
令和4年9月9日

関係機関各位

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付における相談窓口周知に関するお願いについて

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、緊急小口資金等の特例貸付を実施しているところです。

この特例貸付の返済は令和5年1月から開始するところですが、償還免除の周知を図るとともに、返済が困難な借受人への相談窓口を案内するためのリーフレット(別添)を作成いたしました。

各関係機関におかれましては、必要に応じて周知いただきますよう、お願いいたします。



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置 「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について

返済免除のポイント

- 返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- 借受人と世帯主が住民税非課税（均等割・所得割いずれも）であれば、返済免除の対象とします。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 免除要件等は、資金種類により異なります。（下記図参照）
- 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は残債が一括免除となるほか、返済中に借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等の返済中も返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。社会福祉協議会から通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。転居等で申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。

免除要件と免除上限額

資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期 ※免除とならない場合等
緊急小口資金 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回貸付分） 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長貸付分）	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	令和6年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和7年1月～

- ※1 返済開始時期については貸付を受けた時期により異なる場合があります。また、借受人の希望により据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。
- ※2 返済免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援が受けられるようフォローアップします。

返済が必要な方で、返済が困難な場合は裏面の関係機関のご案内をご覧ください

返済が困難な方へ関係機関のご案内

就労・家計等の支援

一緒に家計を見直し、収支の状況を改善する支援や債務整理のご案内のほか、ハローワーク等と連携して就労に向けた支援を行います。

【利用対象者】収入や家計に不安を抱えている方



自立相談支援機関一覧
(厚労省ウェブサイト)



ハローワーク一覧
(厚労省ウェブサイト)



主な相談窓口	支援内容
自立相談支援機関	家計改善支援事業等、生活全般にわたるお困りごとの相談支援を行います。 https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf
ハローワーク	職業相談・職業紹介だけでなく、就労準備や職業訓練等の支援を行います。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/hellowork.html

多重債務や法律関係の相談

法律専門家等による法律相談や債務整理（個人再生、自己破産等）におつながります。

【利用対象者】特例貸付以外の債務を抱えてお困りの方

法テラスサポートダイヤル
(日本司法支援センター
ウェブサイト)



司法書士総合
相談センター一覧
(日本司法書士会連合会
ウェブサイト)



多重債務相談窓口一覧
(金融庁ウェブサイト)

主な相談窓口	電話	支援内容
消費者ホットライン (消費生活相談窓口)	188	消費者トラブルについて相談できるお近くの消費生活相談窓口をご案内します。
日本司法支援センター (法テラス・ サポートダイヤル)	0570- 078374	経済的に余裕のない方を対象に、法律専門家等による相談、弁護士・司法書士費用等の立替制度等をご案内します。
日本弁護士連合会 (ひまわりお悩み110番)	0570- 783-110	お近くの弁護士会の相談センターにつながり、相談予約等をご案内します。
司法書士総合相談 センター		お近くの司法書士総合相談センターで過払い金の有無等の確認に関する相談ができます。 https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/consultation/center_list/
多重債務相談窓口		金融庁ウェブサイトにも多重債務の相談窓口一覧を掲載しています。 https://www.fsa.go.jp/soudan/

返済に関する相談

償還期間中であっても返済免除の適用等を行うことができる場合があります。また、必要な関係機関の支援におつながります。

【利用対象者】返済免除の対象ではないが返済が困難な方

【相談窓口】お住まいの都道府県により異なります。詳しくは都道府県社会福祉協議会から送付された免除案内、ホームページ等によりご確認ください。



【その他お問い合わせ】生活福祉資金貸付相談コールセンター

0120-46-1999 (9:00~17:00 土日祝日除く)